

政策評価について

平成30年4月

農林水産省

目次

	(頁)
1 政策評価制度等について	
1-1 政策評価とは	3
1-2 政策評価の仕組み	4
1-3 政策評価の方式等	5
1-4 政策評価の拡充・強化を巡る主な動き	7
2 農林水産省の政策評価について	
2-1 政策評価の対象と方法	10
2-2 学識経験を有する者の知見の活用	14
2-3 29年度に実施した政策評価について(12月末現在)	16

1. 政策評価制度等について

1-1 政策評価とは

政策評価制度の根拠

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

政策評価の目的

- 効率的で質の高い行政、成果重視の行政の推進
- 国民に対する行政の説明責任の徹底

（法第1条、政策評価に関する基本方針（閣議決定））

政策評価の在り方

- 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点等から自ら評価し、その評価の結果を当該政策に適切に反映しなければならない。（法第3条）

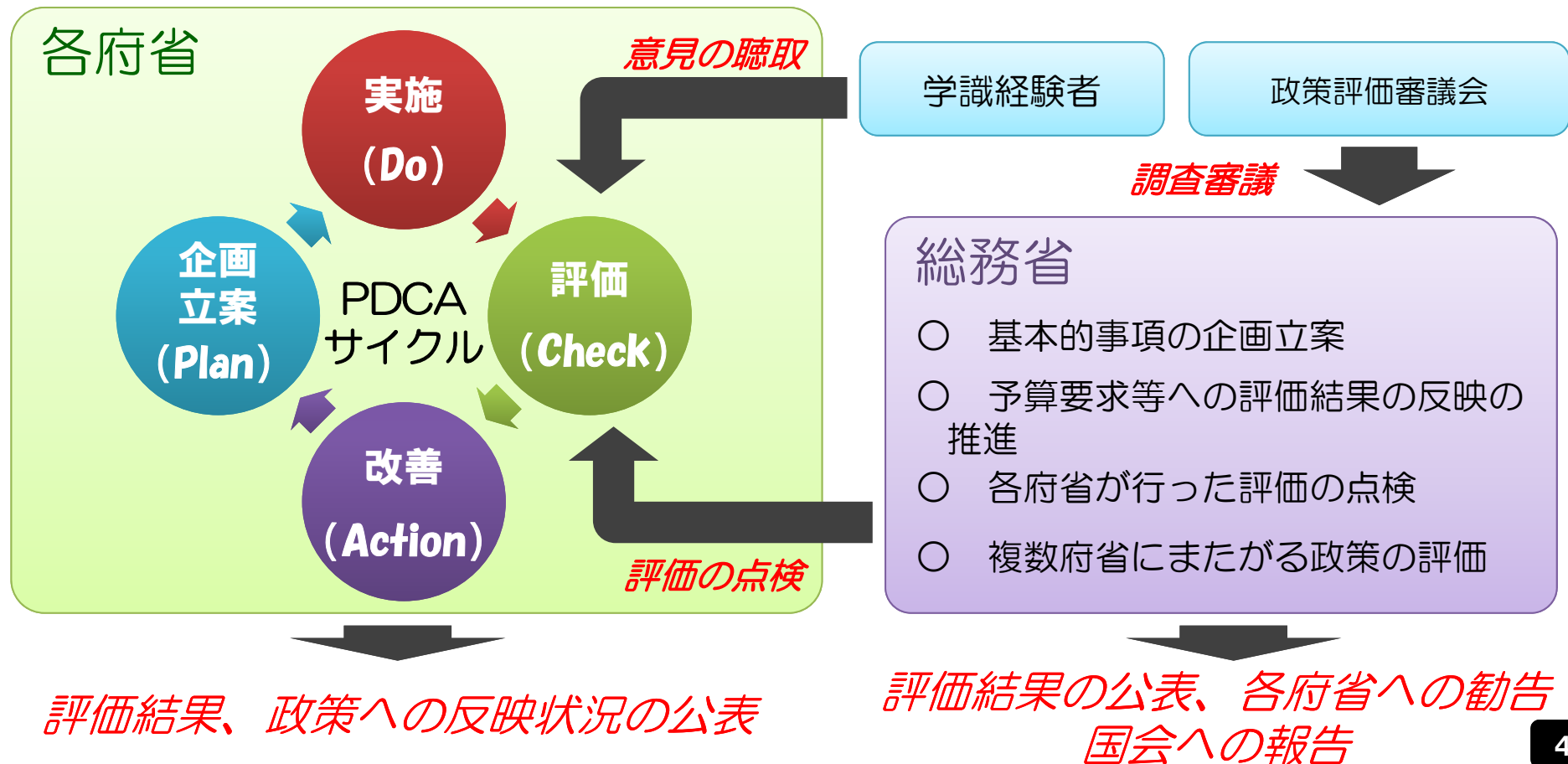
- 政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供。

（政策評価に関する基本方針（閣議決定））

- 行政機関の長は、政策評価を計画的かつ着実に実施するため、基本計画（3～5年間）、実施計画（毎年）を策定。（法第6条及び第7条）

1-2 政策評価の仕組み

- 各府省は、自らの政策を評価するが、客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験を有する者の知見の活用を図る必要。
- 総務省は、各行政機関とは異なる評価専担組織として、各府省が行う評価の点検等を実施。



1-3 政策評価の方式等

評価の時期

- 評価時期により、政策決定前に行う「事前評価」と政策決定後に行う「事後評価」に分類。

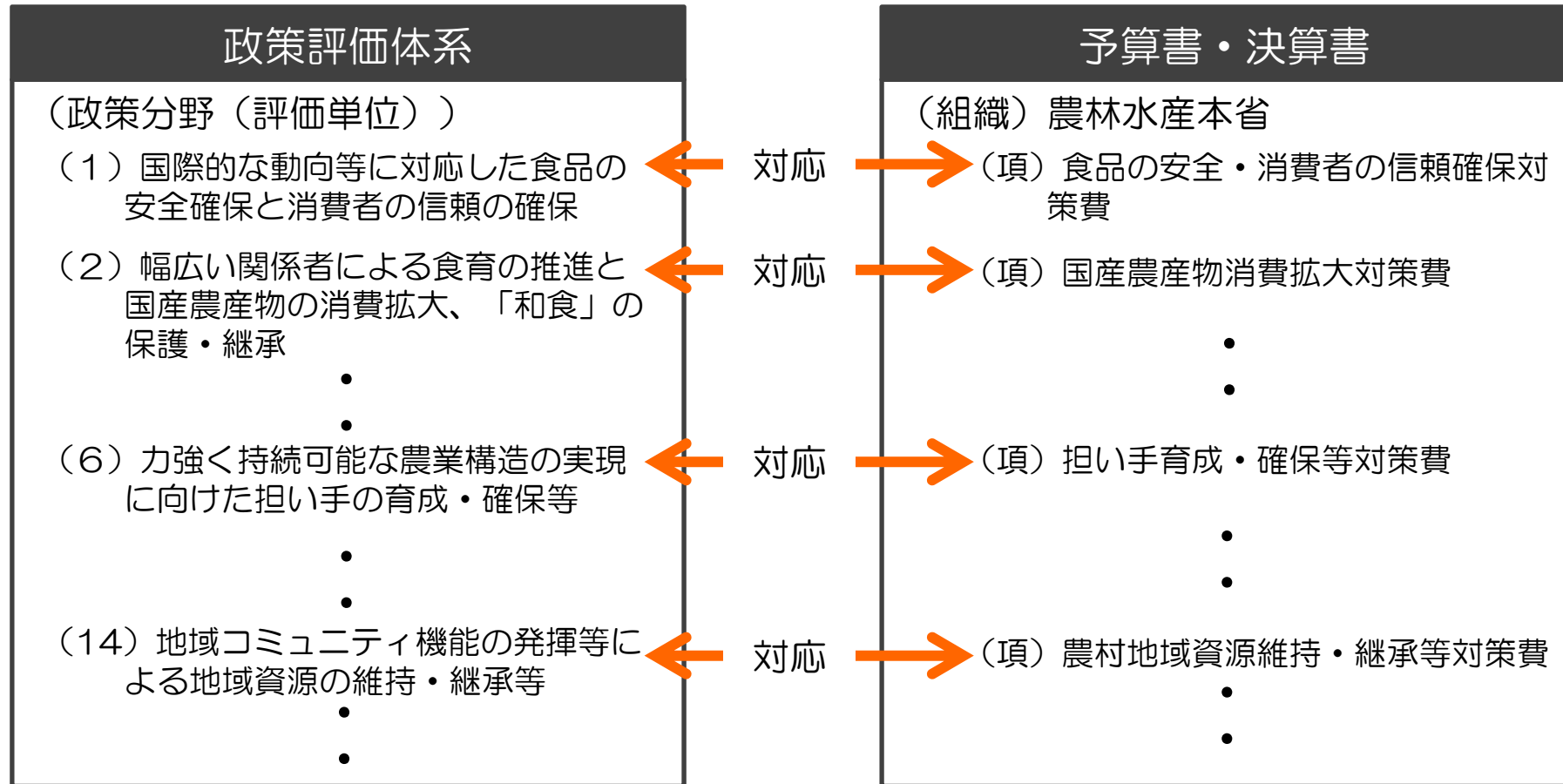
評価の代表的な方式

- 評価方式として、①実績評価方式、②事業評価方式、③総合評価方式があり、政策の特性に応じ適切な方式を選択。

評価方式	対象	時期	目的	方法
実績評価	主要な一般政策等	事後	政策等の不断の見直しや改善に資するため	予め目標を設定し、達成度合を定期的に評価
事業評価	個々の事務事業が中心	事前 事後	事務事業の採否、選択等に資するため	政策効果や要する費用等を推計・測定し評価
総合評価	分野横断的な政策等	事後	問題点等を把握し、原因を総合的に分析するため	政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げ評価


政策評価と予算・決算との連携

- 政策評価と予算・決算との連携を強化するため、平成20年度予算から、政策評価の単位（政策評価体系）と予算書・決算書の単位（項、事項）は、基本的に一致。



1-4 政策評価の拡充・強化を巡る主な動き

- 21年10月23日 「予算編成等の在り方の改革について」（閣議決定）
- － 最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入
- 11月13日 「「政策評価、行政評価・監視」に対する事業仕分け」（行政刷新会議）
- － 「抜本的な機能強化」との結果
- 12月30日 「新成長戦略（基本方針）について」（閣議決定）
- － 成長戦略実行計画を策定し、各政策の達成状況を「政策達成目標明示制度」に基づき評価・検証
- 22年 4月13日 「行政評価等プログラム」（総務省）
- － 成果に着目した目標設定の推進
 - － 事前評価の拡充（租税特別措置等）
 - － 情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上
- 5月25日 「政策評価法施行令」「政策評価に関する基本方針」改正（閣議決定）
- － 租税特別措置等に係る政策評価の義務付け
 - － 政策評価に関する情報公開の徹底
- 6月18日 「「新成長戦略」について」（閣議決定）
- － 「戦略」の各施策について、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底
- 11月18日 「事業仕分け 特別セッション」（行政刷新会議）
- － 既存のチェック機関（総務省、会計検査院、財務省等）の機能の整理、強化が必要
また、チェック機関同士の役割分担・連携が重要

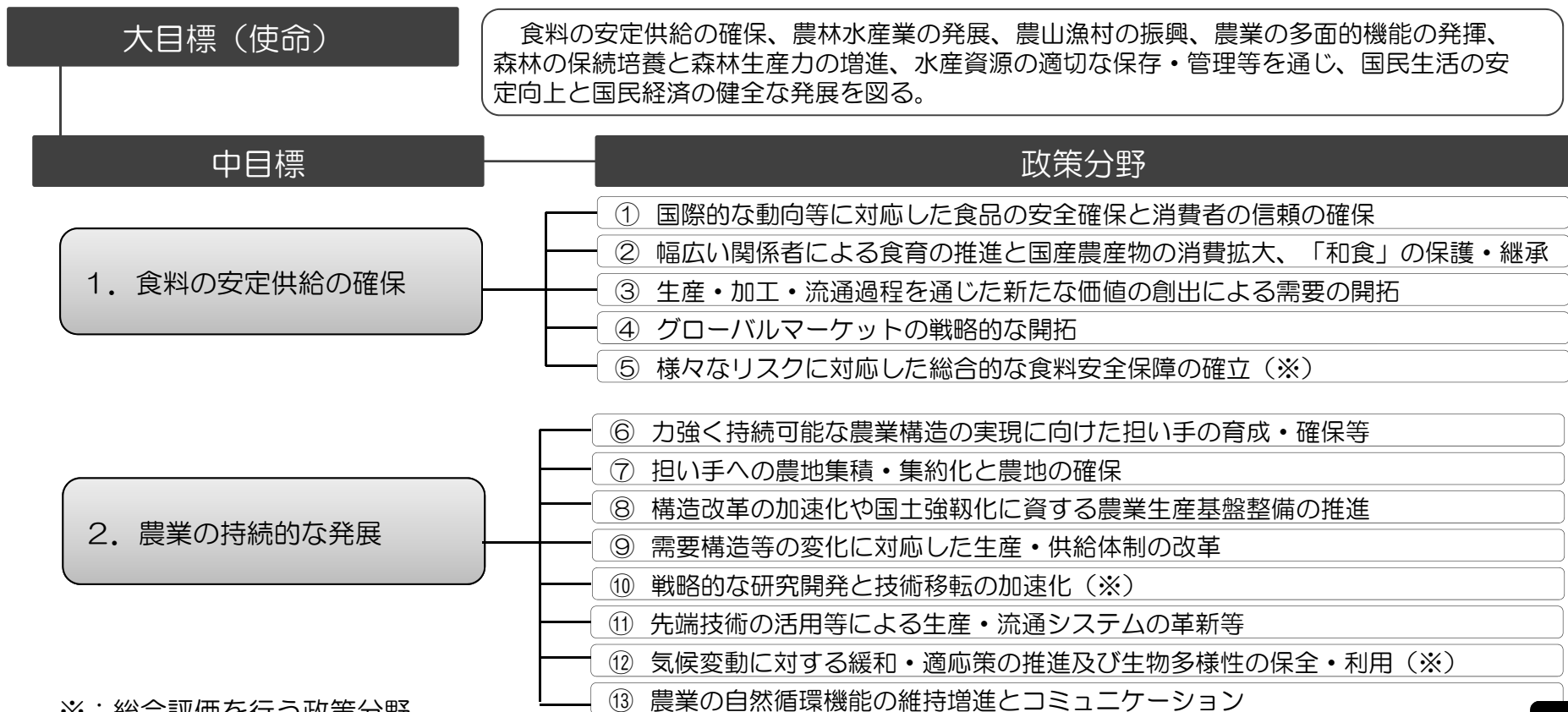
- 
- 23年4月27日 「平成23年度における政策評価の実施について」（総務省行政評価局長通知）
- － 政策評価の実施に当たっては、震災対応に支障が生じないように、適切に対応
 - － 目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組を実施
- 24年3月27日 「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（政策評価各府省連絡会議了承）
- － 事前分析表の作成
 - － 標準様式の導入による評価書の簡素合理化、統一性・一覧性を確保
 - － 政策評価と行政事業レビューとの連携・整合性の確保
- 25年4月26日 「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（政策評価各府省連絡会議了承 一部改正）
- － 事前分析表に行政事業レビュー事業番号を追記
 - － 政策評価とレビューの外部有識者会合の同時開催等による両者の一体的な推進
- 25年12月20日 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）
- － 政策評価の標準化（各行政機関共通の5段階区分の適用）
 - － 政策評価の重点化（実施時期の重点化、内容の重点化）
- 29年7月28日 「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（政策評価各府省連絡会議了承）
- － 事後評価の導入を明記

2. 農林水産省の政策評価について

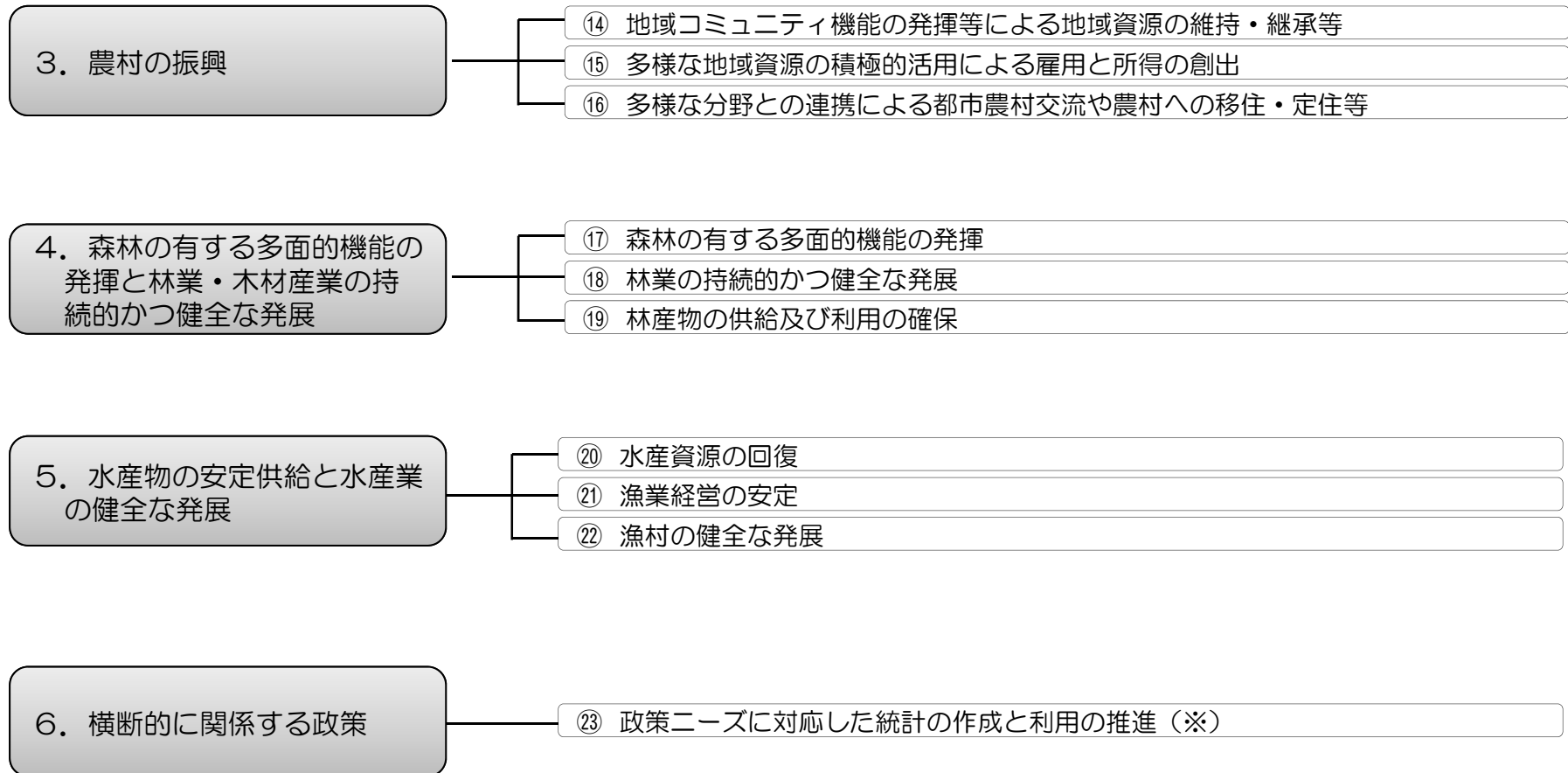
2-1. 政策評価の対象と方法

- 体系的かつ合理的な評価を行うため、政策評価体系をあらかじめ明示。
- 一般政策、公共事業、研究開発、税制、規制等を対象に政策評価を実施。

政策評価体系



※：総合評価を行う政策分野



※：総合評価を行う政策分野

政策評価体系と評価対象・評価方法、行政事業レビューとの関係

- 政策評価 …… 政策評価体系上の政策分野と個々の政策手段のうち政策評価法上評価を義務付けられているもの（公共事業、研究開発、税制、法令）を対象
- 行政事業レビュー …… 個々の政策手段のうち事務事業（事務的経費、人件費等を除く）を対象

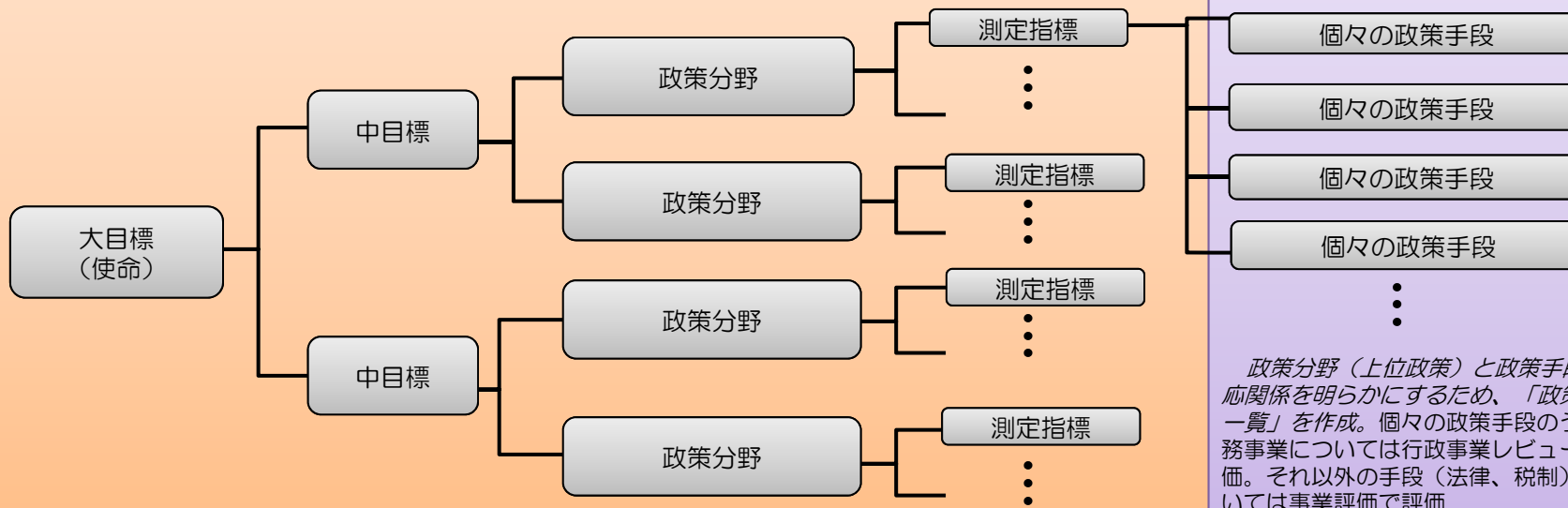
政策評価体系

政策評価

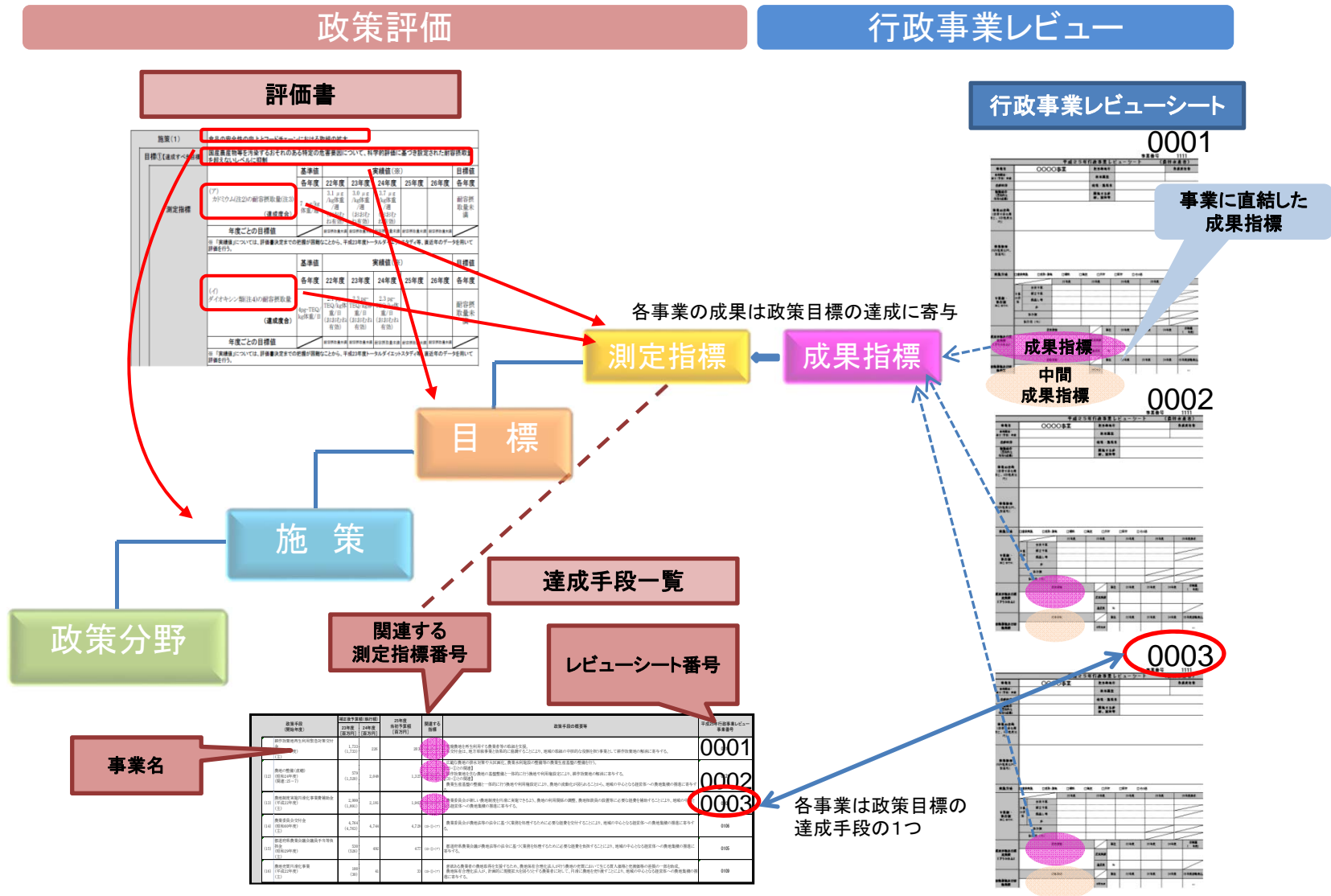
- ① 政策分野（一定のまとまりのある政策）を対象に、あらかじめ測定指標を設定し、定期的に、その達成度合を評価【実績評価】
- ② 分野横断的な政策等を対象に、政策効果の発現状況等を様々な角度から評価【総合評価】
- ③ 公共事業等を対象に、政策効果や要する費用等を推計・測定し、評価【事業評価】

行政事業レビュー

- 予算の支出先や用途等について十分な実態把握を行い、事業内容や効果を点検



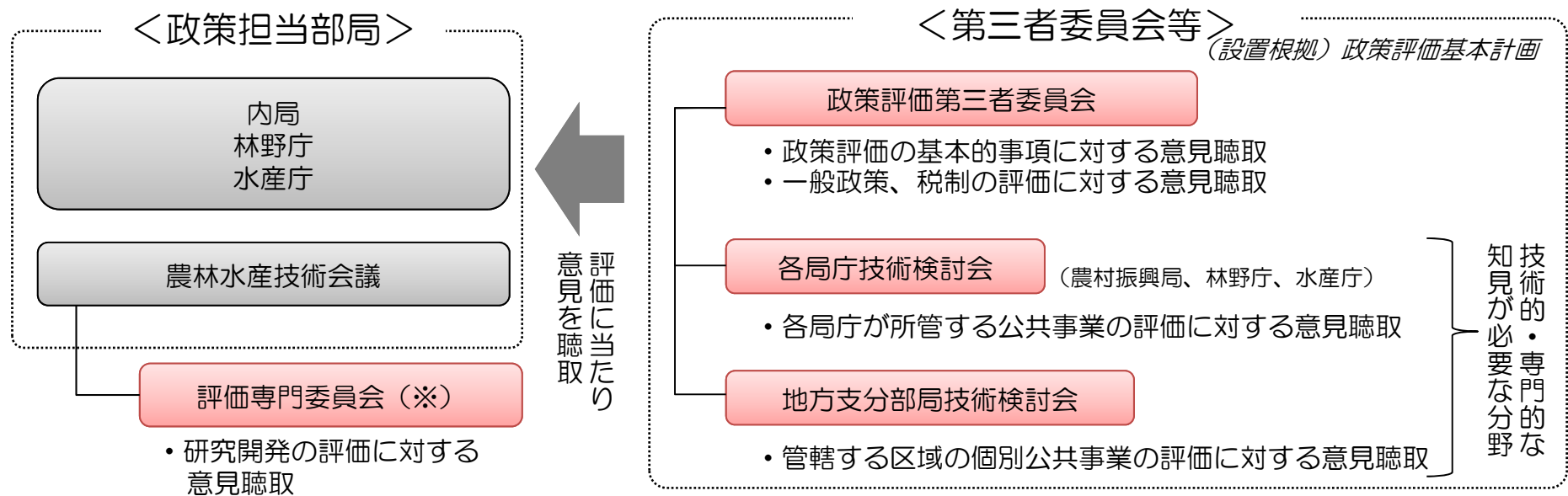
政策評価書と行政事業レビューシートの関係



2-2 学識経験を有する者の知見の活用

- 学識経験を有する者の知見を活用するため、政策評価第三者委員会を22年8月に設置。委員は、評価する政策を調査審議した者を選任しない等の基本原則に基づき、選任。
- 公共事業や研究開発の評価に当たっては、政策評価第三者委員会に代えて、技術検討会や農林水産技術会議評価専門委員会において意見を聴取。

政策評価に関する第三者委員会等



※ 評価専門委員会は、「農林水産技術会議令」「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づき設置

農林水産省政策評価第三者委員会委員

(五十音順、敬称略)

(任期：平成28年9月1日～平成30年8月31日(2年間))

天野 真志	読売新聞東京本社 編集局次長兼経済部長
岸本 充生	大阪大学 データビリティフロンティア機構ビッグデータ社会技術部門 教授
篠原 敦子	(株)合同総研 代表取締役社長 兼 (株)ジーテック 取締役 兼 GO&DO篠原税理士法人 代表社員税理士 兼 (株)Gサポート 取締役
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
林 真貴子	近畿大学 法学部 教授
原 直道	日本土地山林(株) 取締役副会長
日吉 直人	いとう漁業協同組合 代表理事専務 兼 (一社)日本定置漁業協会 常任理事
松田 恭子	(株)結アソシエイト 代表取締役
山崎 能央	(株)ヤマザキライス 代表取締役

2-3 29年度に実施した政策評価について（29年度末現在）

評価対象	事前評価	事後評価	
一般政策	—	実績評価:3件 （政策評価体系上の23分野のうち、林政の3分野で実施。なお、農政及び水産行政分野については、「TPP大綱を実現するための予算」に関連する測定指標のみ評価。（分野全体の評価は未実施） 総合評価:該当なし	
公共事業	事業評価:163件 （総事業費10億円以上の事業）	事業評価[期中]:75件 （10年を越えて継続する事業(68) 事業計画を見直した事業(7)）	事業評価[完了後]:82件 （総事業費10億円以上の事業 ※）
研究開発	事業評価:8件 （総事業費10億円以上の研究制度(1)、研究課題(7)）	事業評価:0件 （総事業費10億円以上の研究制度、研究課題）	
税制	事業評価:6件 （新設、拡充、延長要望する法人関係税の租税特別措置等(5)）	事業評価:8件 （恒久措置11件のうち見直し時期が到来した法人関係税の租税特別措置(4)）	
規制	事業評価:9件 （法律又は政令の改正に伴う規制の改正）	事業評価:0件 （事前評価を実施した規制のうち規制の見直し時期が到来したもの）	

※ 農林水産省政策評価基本計画に基づき、農林水産省が実施している評価。

評価方法

<一般政策>

- 事前に設定した目標値に対する実績値を把握し、達成度を判定。
- 次のいずれかの基準に該当する指標については、要因分析を実施。
 - ① 達成度が「C（目標値に対する達成度が50%未満）」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標
 - ② 達成度が「B（目標値に対する達成度が50%以上90%未満）」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標
 - ③ 達成度が「A'（目標値に対する達成度が150%を超える）」となった指標
- 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、平成25年度実施施策に係る評価から政策分野単位の目標の達成度を判定。（平成28年5月24日広報評価課通知【一部改正】）

<総合評価>

- 様々な角度から掘り下げて分析するものであり、評価の目的が課題ごとに異なることから、課題の特性に応じ、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施。

<公共事業>

- 事業の新規着手に際し、費用対効果分析等により政策効果を定量的に測定・把握。
- 継続中の事業及び完了した事業については、社会経済情勢の変化や費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて政策効果を定量的に測定・把握。

<研究開発>

- 課題の新規着手に際し、社会的・経済的な効果、目標設定、研究計画等の妥当性について把握。
- 終了時は、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、研究効果を把握。

<税制>

- 新規、延長、拡充要望に際し、租税特別措置等の適用数や減収額等を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握。
- 期限に定めのない法人関係租税特別措置等の適用数や減収額等を把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握。

<規制>

- 規制の新設又は改廃に係る政策について、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資する観点から、事前に評価。
- 見直し時期が到来した規制に係る政策について、社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否か評価。